

## 白神山地世界遺産センター（西目屋館）利用規程

東北地方環境事務所

### 【趣旨】

第1条 この規程は、白神山地世界遺産センター（西目屋館）（以下、「西目屋館」という。）の利用（見学、資料閲覧等の短時間の利用を除く、施設、物品、報告書及び資料の利用をいう）に関して必要な事項を定めるものとする。

### 【利用の許可】

第2条 西目屋館を利用しようとする者は、事前に施設管理者である西目屋自然保護官の許可を受けなければならない。

### 【利用の制限】

第3条 次の各号に該当するときは、利用を許可しない。

- （1）白神山地世界遺産地域及び周辺地域に関する調査研究、保全管理、環境教育を目的とした利用と認められないとき。
- （2）当該地域の自然環境及び公安、風俗、その他公益を害するおそれがあるとき。
- （3）その他西目屋館の業務に支障があると認められるとき。

### 【利用の中止等】

第4条 西目屋自然保護官は利用者がこの規定に違反し、又は西目屋館の運営に重大な支障を生じさせた時は、利用の途中であっても利用の中止を命じることができる。

### 【弁償】

第5条 利用者の責に帰す事由により、施設又は物品等を破損又は亡失したときは、原状に復し、又は現品等をもって弁償しなければならない。

### 【細目】

第6条 この規程に定めるものの他、西目屋館の利用に関し必要な細目は、東北地方環境事務所長が定めるものとする。

（附 則） この規程は、平成10年4月1日から施行する。

（平成17年10月一部改正）

（平成27年4月一部改正）